

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援
するための応援職員の派遣の在り方に関する
研究会(第2回) 説明資料

平成29年4月11日

東京都総務局総合防災部

広域連携担当課長 芝崎 晴彦

- 1 全国的な応援職員派遣(短期)のあり方について
 - (1) 熊本地震における都の被災地支援 …… 1
 - (2) 今後の被災地支援(短期派遣)に係る課題 …… 5

- 2 被災区市町村のマネジメント支援のための職員派遣のあり方について
 - (1) 熊本地震における南阿蘇村への支援 …… 9
 - (2) 被災区市町村のマネジメント体制の確保支援に係る留意事項 ……13

1 全国的な応援職員派遣（短期）のあり方について

（1）熊本地震における都の被災地支援

(1) 熊本地震における都の被災地支援①

- 被災自治体の要請に基づき、都内区市町村等と緊密に連携を図りながら、1500名弱の職員派遣など被災地への人的・物的支援を迅速に実施
- 4月17日より情報連絡員を派遣し、被災地情報を全庁的に共有し、対応を検討

物的支援

日付	支援物資	連携自治体等
4月15日	毛布1,700枚	渋谷区と連携
4月18日	給水袋10,000枚	
〃	簡易トイレ2,000個	新宿区、渋谷区、江戸川区と連携
〃	毛布2,600枚	千代田区と連携
4月21日	弾性ストッキング1,000足	
4月26日	給水袋30,000枚	
5月 2日	弾性ストッキング2,000足	

(1) 熊本地震における都の被災地支援③

今回の被災地支援を通じて得られた課題と教訓

- 都にとっては遠隔地での災害であったため、地方ブロック間の相互応援を差し置いて、どこまで積極的に支援を行うべきか逡巡
 - ⇒ プッシュ型支援は行わず、「要請に基づき迅速に支援」という姿勢を堅持
- 一方で、本震発生後は甚大な被害と今後の応援要請が予見されたため、都の判断で先行的に情報連絡員を派遣(4月17日から活動開始)
 - ⇒ 要請がない段階で情報連絡員を派遣することによる被災自治体への負担が懸念されたが、結果的にはニーズを的確に把握でき、迅速な支援が実現

今後の被災地支援における基本的姿勢や、情報連絡員の派遣基準、留意事項(自己完結型の情報収集・支援など)等を今後具体的に整理していく必要

1 全国的な応援職員派遣（短期）のあり方について

（2）今後の被災地支援（短期派遣）に係る課題

(2) 今後の被災地支援(短期派遣)に係る課題①

大規模災害発生時は、都道府県、市、町村それぞれの全国スキーム、地域スキーム、個別スキームが錯綜し、支援の重複や漏れが発生するおそれ

- ・ 都県境をまたぐような大規模災害においては、膨大な災害対応が発生するとともに、多数の区市町村が被災
- ・ 各相互応援スキームの調整団体や各省庁がそれぞれ情報収集、派遣調整、職員派遣を行うと、被災自治体の負担が増大するとともに応援受援が錯綜

一定規模の大規模災害においては、自治体間の全国組織の主導により、各相互応援スキームを一元的に統括し、被災地応援調整を行う体制を確保する必要

- ・ 例えば、発災時に全国知事会が設置する「現地連絡本部」への無被災都道府県、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等の関係機関職員派遣をルール化し、その連携の下、被災自治体の情報集約や応援受援調整に当たる必要はないか。
- ・ 各省庁の専門職派遣スキームの状況は、関係自治体等との情報共有の徹底が必要

(2) 今後の被災地支援(短期派遣)に係る課題②

都道府県が域内区市町村に対し被災地支援を要請する際の根拠や、被災自治体に対しプッシュ型支援(要請に基づかない支援)を行う際の費用負担の根拠がない

- ・ 都道府県が区市町村に被災地支援を要請し、区市町村がそれに応諾する法的根拠がなく、派遣調整が円滑に進められない可能性
- ・ 要請に基づかず被災地支援を行う際の費用負担の法的根拠がなく、被災自治体が要請を、応援自治体がプッシュ型支援を躊躇する等により、応急対策が遅延する可能性

内閣総理大臣の要請がなくとも、都道府県が区市町村に対し、職員派遣を要請できる規定を新設する等、法改正も視野に入れた検討が必要

- ・ 災害時に、都道府県が区市町村に対し、職員派遣を要請できるようにするほか、被災自治体と応援自治体が躊躇することなく、応援要請、職員派遣及び受入れ等を迅速に行えるよう、災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大や災害救助費に係る国庫負担率の引き上げ等の法改正も検討する必要があるのではないか。

(2) 今後の被災地支援(短期派遣)に係る課題③

大規模災害発生時には、被災都道府県も混乱するため、区市町村の状況把握や応援受援調整が対口支援団体に任せきりになるおそれ

- ・ 被災地支援が長期化すれば、対口支援団体も疲弊し、継続的にきめ細やかな被災地支援を行うことが困難となる可能性
- ・ 被災区市町村の状況把握や応援調整は、土地勘を有し、平時より顔の見える関係を構築している被災都道府県自らが中心となって行う方が効率的・効果的

都道府県、区市町村における受援計画の策定はもとより、被災都道府県による被災区市町村へのLO派遣や区市町村側の受入体制整備を促進する必要

- ・ 被災自治体が混乱する中にあっても最低限の役割を果たし、また、応援団体を円滑に受け入れることができるよう、各自治体における受援計画の策定を一層促進する必要
- ・ 発災直後より、被災都道府県が現地で直接情報収集を行うよう努めるとともに、区市町村も、平時より資機材保管や活動場所の確保に協力する等、受入体制を整備する必要

2 被災区市町村のマネジメント支援のための職員派遣のあり方について

(1) 熊本地震における南阿蘇村への支援

(1) 熊本地震における南阿蘇村への支援①

- 総務省及び全国知事会等からの要請に基づき、災害対策本部マネジメント要員、避難所運営・救援物資対応、り災証明発行業務指導、ケースワーカー等の業務分野で50名超の職員を派遣

災害対策本部マネジメント要員

1 派遣の経緯・概要

日付	対応経過
4月19日	熊本県庁に派遣した情報連絡員より、全国知事会が、「防災に精通し、助言等を行える陣頭指揮の執れる人材」の派遣を要望している旨把握
4月20日	総合防災部・人事部の連携により、総務局職員3名を人選し、派遣決定
4月21日 ～28日	第1陣3名派遣 課長1名（前防災対策課長）、課長代理1名（ 総合防災部経験者 ）、主任1名
4月26日 ～5月4日	第2陣3名派遣 課長1名（元夕張市 派遣者 ）、課長代理1名（ 総合防災部経験者 ）、主任1名
5月3日 ～11日	第2陣3名派遣 課長1名（元 防災対策課長 ）、課長代理1名（元大島町 派遣者 ）、主任1名

(1) 熊本地震における南阿蘇村への支援②

2 派遣実施に当たっての成果と教訓

- 要請内容(防災に精通し、助言等を行える陣頭指揮の執れる人材)に対応できるよう、災害対応経験や区市町村派遣経験のある職員を中心に選任
 - ⇒ 要請内容が具体的かつ明確であったため、適任者の円滑な人選が可能に
- 要請人数が小規模であったため、派遣調整を担った総務局内の職員から迅速に人選
 - ⇒ 要請規模が大きく、全庁的な派遣調整が必要となる場合、短期間での人選や派遣実現が困難となる恐れ。また、支援中の自地域の災害に備える態勢維持・確保も重要

- ◆ 要請に当たっては、派遣要員に求めるスキルや従事業務を明確化することが重要
- ◆ マネジメント要員の適任者は限られるため、平時より図上訓練の充実や積極的な被災地派遣により、職員の意識や練度向上を図る必要

(1) 熊本地震における南阿蘇村への支援③

避難所運営・救援物資対応要員

1 派遣の経緯・概要

日付	対応経過
4月21日	総務省より災害応急対応に当たる職員の派遣要請(30名)
4月22日 ※27日まで (一部職員 は26日まで)	総合防災部・人事部の連携により各局より30名を人選し、派遣決定 ・ 総合防災部職員4名は先遣隊として、東京消防庁へリにより直ちに派遣 ほか26名も当日中に被災地入りし、避難所運営業務等に従事 ・ 避難所運営等の陣頭指揮要員として、元総合防災部幹部職員を選任

2 派遣実施に当たった成果と教訓

- 移動手段、宿泊先の確保、携行装備品の確保も含めた迅速な派遣を実現
⇒ 東日本大震災等過去の被災地支援の対応経験やノウハウが着実に蓄積

◆ 今後の災害における被災地の様々な需要により迅速に対応できるよう、被災地支援のマニュアルや携行装備品の充実を図る必要

2 被災区市町村のマネジメント支援のための職員派遣のあり方について

(2) 被災区市町村のマネジメント体制の確保支援に係る留意事項

(2) 被災区市町村のマネジメント体制の確保支援に係る留意事項①

- 職員のジョブ・ローテは自治体により大きく異なる
適任者が他部局に異動し、被災地派遣に柔軟に対応できないことも想定
- 応援団体は対口支援先への支援に注力すべき
対口支援先と異なる団体に貴重な戦力が動員されると、本来優先すべき対口支援先への支援が手薄になることが懸念

マネジメント要員は各自治体において把握・管理し、派遣決定することが望ましい

- ・ 各自治体が的確に被災区市町村への支援を行えるよう、国は各都道府県、区市町村に対し、被災地におけるマネジメント要員を把握し、管理するよう促す必要
- ・ マネジメント要員の派遣先や派遣期間、派遣者の選定等については、各自治体による自律的な判断・決定が尊重される仕組みとするべき

(2) 被災区市町村のマネジメント体制の確保支援に係る留意事項②

- 派遣職員に求めるスキル等は、被災自治体ごとに異なる可能性
- 一方で、派遣職員に対する過度な期待は、かえって円滑な支援活動を阻害し、そのスキルや経験等を有効に活用しきれなくなることが懸念

マネジメント要員に負担が集中しないよう、国、被災自治体による配慮も必要

- ・ 平時より、各自治体の受援計画の中で、マネジメント要員に求める業務等を明確化するとともに、具体的な要請を行い、応援自治体が適任者を派遣できるよう配慮する必要
- ・ ボランティアとの連携や住民対応など平時の顔の見える関係を活かせる業務は、極力被災自治体職員が行うようにする等、スキル・経験等を活かせる業務に専念させる必要
- ・ 国も、被災自治体及びマネジメント要員と調整を行う窓口をできる限り一元化するなど、各府省の個別活動が被災自治体等の負担を無用に増大させぬよう十分配慮する必要